

# 令和5年度事業計画

## I 基本方針

- 1 一般財団法人として、在宅療養に関する相談事業を始めとした公益目的支出計画の適正な実施と、訪問看護事業を始めとした事業の安定的な運営に努めていきます。
- 2 名古屋市における高齢者等の在宅療養の基盤強化に貢献していくために引き続き、全社員の資質の向上と人材の育成・確保・定着を図っていきます。
- 3 地域における在宅医療と介護の供給体制の構築を推進する「在宅医療・介護連携推進事業」を始めとして、関係機関等との連携協力により進める地域包括ケアシステムづくりに関っていきます。

## II 主な事業施策

### 1 訪問看護事業

- (1) 小児から看取りまで多様なニーズに沿った訪問看護の受け入れを進め、地域の皆様の療養生活を守り支えます。また、「機能強化型訪問看護ステーション」や「看護体制強化加算」を取得し、安定した経営管理をしていきます。
- (2) 訪問看護の実践能力や習熟度に応じた人材育成に取り組み、OJTを含めた研修体制を充実させ、訪問看護サービスの質の向上に努めていきます。
- (3) 地域の多職種と連携し、誰でも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに参画し、地域包括ケアシステムの推進に貢献していきます。

### 2 居宅介護支援事業

- (1) 運営基準の遵守に基づき、適切な事業所運営を行うとともに、人員配置による特定事業所加算の継続的な取得を進めていきます。
- (2) 病院から在宅療養への移行や在宅看取りへの対応など、地域包括ケアシステムの推進に向け、習熟度に応じた人材育成に取り組み、研修体制を充実させ、ケアマネジメントの質の向上に努めていきます。

### 3 いきいき支援センター事業

- (1) 地域共生社会の実現に向けて、地域住民や関係機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努め、地域包括ケアの拠点としての役割を果たしていきます。
- (2) 医療依存度の高い事例や虐待、多様な課題を抱える事例などに対して、法人内の訪問看護ステーション・ケアマネジメントセンターとの協力・連携を始め、多職種との連携を円滑に図り、適切な支援を行っていきます。
- (3) 名古屋市地域包括支援センター運営事業について、現在の4事業所（千種区東部、中村区南部、中川区東部、緑区南部）の受託を継続していきます。

### 4 公益目的支出計画に沿った公益事業の実施

在宅療養のための基盤強化と保健・医療・福祉サービスの水準向上に寄与するため、引き続き以下の公益事業を実施するとともに、より効果的な公益事業の在り方について検討していきます。

(1) 名古屋市及び愛知県看護協会に対する特定寄附として、以下の目的のための寄附を行っていきます。

ア 名古屋市は、看護師の確保対策、看護師の養成及び資質向上の推進並びに市民の健康増進を目的として使用する。

イ 愛知県看護協会は、認定看護師養成講座の運営を始めとする看護の質の向上のために使用する。

(2) 在宅療養に関する相談事業等

ア まちかど保健室では、認知症カフェの運営や「がん講座」、「認知症予防講座」などの講座を開設し、市民の在宅療養支援を継続していきます。また、カフェ開設講座により、市内における認知症カフェの充実に寄与していきます。

イ 認知症カフェ中村公園では、若年性認知症・認知症の方が社会参加できる活動の場を提供していきます。また、いきいき支援センターや居宅介護支援事業所、通所介護施設などへの積極的な周知により、参加者の拡充を図っていきます。

(3) 在宅療養講演会等の開催

ア 市民を対象とした在宅療養講演会を開催していきます。

イ 保健・医療・福祉関係者を対象に、各種講座等を随時開催していきます。

(4) 助成事業の実施

在宅療養に有益な調査研究に対し、助成を行っていきます。

## 5 新型コロナウイルス感染症について

(1) 新型コロナウイルス感染予防対策を徹底するとともに、社員の感染リスク低減や危機管理体制の構築、法人内での協力体制を強化し、利用者が安心してサービス提供を受けることができるように努めていきます。

(2) 保健センターや医療機関と連携し、新型コロナウイルス感染症による在宅療養者への訪問看護を、必要に応じて実施していきます。

## 6 その他事業

公的機関・団体への講師派遣及び看護学生等の教育並びに臨地実習や訪問看護研修の受け入れ等について、事業団及び訪問看護サービス等を広く宣伝・普及する機会と捉え、引き続き取り組みます。

## 《事業》 訪問看護事業および居宅介護支援事業等の実施

### 1 訪問看護事業

訪問看護による訪問総回数 154,500回

#### (1) 健康保険法等にもとづく訪問看護事業

ア 訪問回数 57,200回

イ 対象者数（月平均利用者数） 700人

#### (2) 介護保険法にもとづく訪問看護事業（介護予防訪問看護を含む）

ア 訪問回数 97,300回

イ 対象者数（月平均利用者数） 1,260人

### 2 居宅介護支援事業等

居宅介護支援事業によるケアプラン作成回数

(1) ケアプラン・予防ケアプランの作成 21,500件

（内 訳） 要介護1・2 9,300件

要介護3・4・5 8,100件

要支援 4,100件

(2) 要介護認定調査の受託 580件

### 3 いきいき支援センター事業

#### (1) 総合相談支援事業、権利擁護事業

延べ相談件数 26,500件

#### (2) 認知症地域支援体制づくり推進事業

ア 初期集中支援事業延人数 500人

イ 普及啓発推進事業延人数 1,000人

#### (3) 認知症高齢者を介護する家族支援事業

ア 家族教室参加者数 160人

イ 専門医相談延人数 60人

ウ 家族サロン参加延人数 370人

エ 認知症サポーター養成講座受講者数 100人

#### (4) 高齢者見守り活動支援事業

ア 見守り支援新規対象者 150人

イ 見守り電話事業延電話回数 3,300回

#### (5) 居宅介護予防支援事業

ア 要支援1 16,000件

イ 要支援2 32,300件

ウ 事業対象者 3,100人

(6) 要介護認定調査の受託 160件